平成２５年（フ）第５０号
香川県丸亀市津森町162番地９　英泉荘503号
破産者　中條　祐司
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２６号
熊本県山鹿市蒲生1644番地、住民票上の住所熊本県山鹿市中央通301番地
破産者　春木　勝太
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
大分市大字城原613番地の21
破産者　鬼頭みゆき
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４号
大分県杵築市山香町大字立石2535番地１、申立前の住所大分県速見郡山香町大字立石2535番地の１
破産者　伊藤　　稔
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２号
茨城県つくば市梅園２丁目10番地11
破産者　柴沼　和廣
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６１号
埼玉県上尾市藤波３丁目248番地５
破産者　小助川博之
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
さいたま市北区宮原町２丁目99番地17　宮原グランドハイツ503
破産者　久保　一郎
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
愛知県あま市西今宿六反地四41番地　サニーコート治平202号、開始決定時の住所大阪市平野区平野本町１－１－８　ツインコート平野２番館Ｂ503
破産者　小林　大樹
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１号
福岡県大川市大字酒見154番地１
破産者　石橋　和久
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
福岡県大川市大字向島2049番地20、2049番地30
破産者　宮﨑　稔博
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２７７１号
札幌市中央区南５条西12丁目1298番地21　ビルカンビル302号
破産者　江端　勝一
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９１７号
札幌市中央区円山西町５丁目４番43号
破産者　大星　英二
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３４号
仙台市青葉区錦ケ丘８丁目13番地の20
破産者　末永　洋示
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９４０号
宮城県多賀城市大代５丁目10番13号　シュールマンション105号室、住民票上の住所仙台市太白区袋原２丁目15番55号
破産者　渡邉　　健
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
川崎市川崎区浅田２丁目１番20号　小林荘201、開始決定時の住所川崎市川崎区浅田４丁目10番７号
破産者　草柳　元晴
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
長野市大字徳間366番地３
破産者　内山　　洋
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５４号
名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅１号棟６―11号
破産者　藤嶋　正行
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部